

受給者証をお持ちの方へ

2021年4月以降のご利用について

申請受付期間

2021年1月31日（土）

～2月6日（土）

※予約制・来所申請となります

2021年4月以降、受給者証が必要なサービス
をご利用予定の方は

必ず、2020年12月以降、担当ソーシャル
ワーカーに電話をください

相談の上で

2021年1月4日～1月23日の期間に
手続きに必要な書類等を送付します

※期限内に相談が無い方・手続きができない方は4月1日付受給者証発行には間に
合いません。こちらからはご案内致しませんのでご注意ください※

詳細はホームページも併せてご覧ください



ソーシャルワーカー：・渡邊・武田真理子・大久保・栗原・森田・武田征子（ゆきこ）・七五三野・榎本

2021年4月以降、受給者証が必要なサービスをご利用予定の方へ

【受給者証を利用するサービスとは】 児童発達支援(民間の療育機関)の事です

(当センターの通園＝児童発達支援センター・こども支援室こだちも受給者証が必要なサービスにあたります。2021年4月からご利用の方には当センターから手続きのご案内をいたします。)

現在受給者証をすでにお持ちの方も、2021年4月以降新規でご利用を検討の方も、地域療育センターあおばでは、お子さまのプランを立てたうえで、申請書の申請受付も代行しております。

現在の手続きでは、先に利用する事業所を決めて、頻度と曜日・時間帯が決まった上で申請手続きを行って参ります。利用の必要性、頻度等は担当者(相談支援専門員＝ソーシャルワーカー)に必ずご相談の上お決めください。

【申請までの流れ】

① 担当者(相談支援専門員＝ソーシャルワーカー)にお電話ください (2020年12月以降)

利用目的、事業所、頻度等についてご相談ください

② 相談の上、ご利用予定の方に、必要書類を郵送いたします

(郵送期間2021年1月4日～2021年1月23日まで)

③ 申請日時をご予約の上、2021年1月31日(土)～2月6日(土)に申請手続きにお越しください

※ご予約に関しては、②で郵送する書類及びホームページにご予約方法を記載する予定です



相談や申請期間を過ぎますと受給者証の発行が5月以降となりご利用開始が遅くなりますのでご注意ください
当センターからのご案内やご連絡は致しませんのでお忘れないうようお願いいたします。

【問い合わせ・ご相談は】地域療育センターあおば 相談課 045-978-5112